

令和元年度

行政監査報告書

市が所有する重要物品である美術工芸品の
管理及び活用状況について

福島市監査委員

元監第 196 号
令和2年3月30日

福島市議会議長	梅 津 政 則 様
福 島 市 長	木 幡 浩 様
福島市水道事業管理者	八 島 洋 一 様
福島市教育委員会教育長	古 関 明 善 様
福島市選挙管理委員会委員長	齋 藤 信 行 様
福島市農業委員会会長	穴 戸 薫 様

福島市監査委員	井 上 安 子
同	遠 藤 和 男
同	穴 戸 一 照
同	渡 辺 敏 彦

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

目 次

第1	監査のテーマ	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象及び範囲	1
第4	監査の実施期間	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の主な着眼点	3
第7	監査対象の概要	4
1	対象美術工芸品の所有状況	4
第8	監査の結果	7
1	美術工芸品の特定について	7
2	財産に関する調書に登載の重要物品との突合結果	7
3	備品登録について	7
4	寄贈及び購入の手続きについて	8
5	保管及び点検について	9
6	鑑賞の機会提供及び活用について	11
7	むすび	12

資 料

資料1	福島市財務規則（抜粋）	14
資料2	一般備品細分類表（抜粋）	16
資料3	対象美術工芸品一覧	17

凡 例

- 1 構成比は、表中の数値により算出し、表示数値未満を四捨五入して表示した。
したがって、内訳の合計が100にならない場合がある。

行政監査報告書

第1 監査のテーマ

市が所有する重要物品である美術工芸品の管理及び活用状況について

第2 監査の目的

「物品」である美術工芸品は、地方自治法第237条第1項において、公有財産、債権及び基金とともに「財産」と位置づけられている。

また、地方財政法第8条により「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

よって、市が所有する美術工芸品は市民の貴重な財産であり、適正に管理されるとともに、可能な限り有効に展示され、市民の鑑賞の機会を提供することが必要である。

このことから、美術工芸品の管理は適正か、また有効かつ適正に活用されているかなどの観点で、今後の適正な美術工芸品の取り扱いに資することを目的に監査を実施した。

第3 監査の対象及び範囲

監査の対象は、平成31年3月31日現在で市が所有する重要物品として登録されている美術工芸品、またはそれと同等の美術工芸品で、監査の範囲は全部局（水道局を含む）とした。

第4 監査の実施期間

令和元年8月28日から令和2年3月27日まで

第5 監査の方法

1 監査対象とした美術工芸品

市が所有している美術工芸品は相当数あると考えられるため、対象を資産価値が高いものとした。福島市財務規則（以下「財務規則」という。）第241条では、重要物品を取得価格または評価価格が100万円以上と規定していることから、この規定に該当する美術工芸品またはそれと同等の美術工芸品について、監査対象（以下「対象美術工芸品」という。）とした。

なお、市では「重要物品」及び「美術品等」について「重要物品の取扱い基準」により、以下のとおり定めている。

（1）重要物品

財務規則第240条別表第3の物品分類基準表で備品に該当するもののうち、その取得価格または評価価格が100万円以上のすべての物品。

ただし、取得価格または評定価格が 50 万円以上となっていた以前の基準から重要物品となっていた美術品等については、100 万円未満のものであっても、引き続き重要物品としている。

(2) 美術品等

美術品等は、ブロンズ像、絵画、歌碑、水墨画、壁掛絵織物、掛軸、金杯、彫塑、レリーフ、版画、木彫類をいう。

また、市では財務規則第 240 条別表第 3 の物品分類基準表を細分化した一般備品細分類表により、金杯を「雑機器類」の「盃」、それ以外の美術工芸品を時計や鏡などと同じ「室内用品類」に分類している。

2 調査票及び関係書類による書類実査

対象美術工芸品の平成 30 年度末現在の所有状況等を把握するため、行政監査実施通知により監査の概要を全部局に知らせるとともに、調査票及び関係書類の提出を求めた。

主な調査票の内容は、以下のとおりである。

- ・ 備品登録状況（備品登録の有無、設置場所、備品標識貼付の有無）
- ・ 美術工芸品の現況（種別、作者、作品名、大きさ、取得時価格と算出根拠）
- ・ 取得の経過（取得方法、取得年月日、寄贈者または購入先）
- ・ 管理体制（定期点検の有無、修復履歴）
- ・ 市民の鑑賞の機会（現在の展示状況、展示実績、展示に係る課題）
- ・ 活用方法（今後の活用）

この調査票のほか、対象美術工芸品の写真データ及び取得に係る関係書類（寄贈や購入に係る発議等）をもとに、監査委員事務局職員が書類実査を行った。

また、必要に応じて担当課にヒアリングを実施した。

なお、平成 13 年の財務会計システム導入に伴い、美術工芸品を含む備品は、紙台帳による管理から財務会計システムの備品管理システムでのオンライン管理に変更された。

よって、備品登録状況については、備品管理システムの内容と突合して調査を行った。

3 財産に関する調書に登載の重要物品との突合

対象美術工芸品の所管課から回答のあった調査票の内容を確認するため、重要物品について統括する管財課に、平成 30 年度末現在で重要物品に登録されている美術工芸品リストなどの資料の提出を求めた。

この資料と提出のあった各所管課の調査票等を突合し、内容が一致するかどうかを確認した。

なお、管財課では毎年 5 月に、前年度に取得、廃棄、所管換えをした重要物品の報告を各所管課に求めており、その結果を決算書中の財産に関する調書に登載している。

4 現地調査

対象美術工芸品は合計 90 点あったが、そのうち管理体制で確認したい点があるもの、倉庫などに保管されているもの、資産価値が高いもの 67 点について、11 月 18 日から 11 月 22 日までの期間で現地調査を行った。

そのうち 1 点については現地調査の時点で所在が特定されなかったため、12 月 10 日に再度現地調査を行った。

また、報告書作成にあたり管理体制で確認したい点があるものがほかに 1 点あったため、追加で 12 月 26 日に現地調査を行った。

「第 6 監査の主な着眼点」に記載の事項のほか、以下の観点から調査及び聞き取りを行った。

- ・ 備品標識の確認
- ・ 事前に提出を受けた調査票の内容と現状が一致するか
- ・ 地震、火災、盗難に対する備えがされているか
- ・ 美術工芸品の劣化はないか

第 6 監査の主な着眼点

- (1) 備品登録が適正に行われているか。
- (2) 寄贈及び購入の手続きが適正に行われているか。
- (3) 適切な保管、定期的な点検など管理体制が整っているか。
- (4) 市民へ鑑賞の機会が提供されているか。
- (5) 所有目的に沿った活用がされているか。
また、有効活用に向けた努力がなされているか。

なお、防犯上及び著作権上の理由から、この報告書内では美術工芸品の所在や価格などは表示せず、また写真も掲載せずに、美術工芸品の特定につながりにくい表現をしていることを申し添える。

第7 監査対象の概要

1 対象美術工芸品の所有状況

(1) 所管部局及び美術工芸品種別による分類

各部局から提出のあった対象美術工芸品の合計は90点であり、詳細は表1のとおりである。

美術工芸品の種別ごとに分類すると、ブロンズ像が11点(12.2%)、絵画が56点(62.2%)、壁掛絵織物が2点(2.2%)、掛軸が2点(2.2%)、金杯が8点(8.9%)、その他が11点(12.2%)となっている。

表1 所管部局別の所有状況 (単位:点)

所管部局	美術工芸品種別						合計
	ブロンズ像	絵画	壁掛 絵織物	掛軸	金杯	その他	
政策調整部		8				1	9
総務部(支所)		4					4
財務部		4		2	8		14
商工観光部		17	1			4	22
農政部						1	1
市民・文化スポーツ部	7	4	1			2	14
健康福祉部	1						1
都市政策部						1	1
教育委員会	3	17				2	22
議会事務局		2					2
合計	11	56	2	2	8	11	90
美術工芸品種別 構成比	12.2	62.2	2.2	2.2	8.9	12.2	100.0

※「美術工芸品種別」は、重要物品の区分により分類したものである。(以下の表も同様)

※「その他」は、歌碑、水墨画、彫塑、レリーフ、版画、木彫、置物等である。(以下の表も同様)

※都市政策部の「その他」は、重要物品と同等の美術工芸品として報告があったものである。

(2) 取得価格・評定価格による分類

対象美術工芸品の取得価格・評定価格の合計は、2億6,313万6,920円であり、詳細は表2のとおりである。

美術工芸品の種別ごとの合計価格は、絵画が56点で1億6,196万6,697円と最も高くなっている。

また、価格が100万円未満の中には、取得価格が不明のため1円としているものが含まれており、その内訳はブロンズ像が6点、絵画が7点、掛軸が2点、金杯が8点、その他として歌碑が1点、版画が1点である。

表2 対象美術工芸品の取得価格・評定価格

(単位:点)

美術工芸品種別 取得価格・評定価格	ブロンズ像	絵画	壁掛 絵織物	掛軸	金杯	その他	合計
1円以上～100万円未満	6	14		2	8	3	33
100万円以上～300万円未満	2	21	2			3	28
300万円以上～500万円未満	1	8				1	10
500万円以上～700万円未満	1	6					7
700万円以上～1,000万円未満		6				2	8
1,000万円以上～2,000万円未満		1				2	3
2,000万円以上～	1						1
合計	11	56	2	2	8	11	90
取得価格・評定価格 計(円)	37,000,006	161,966,697	3,500,000	1	4	60,670,212	263,136,920

※「取得価格・評定価格」は、各所管課から提出のあった調査票及びヒアリングに基づいた金額である。

※「1円以上～100万円未満」には、取得価格等が不明のため「1円」としているものも含まれる。

(3) 展示状況による分類

対象美術工芸品の展示状況は、常時展示が66点、展示なしが23点、調査票提出時及び現地調査の時点で所在調査中が1点であり、詳細は表3のとおりである。

展示なしのうち、安全な展示方法の検討や展示場所を探すなど、展示検討中のものが5点あった。

また、展示可能な場所がないなどの理由で、展示予定がないものが18点あった。

表3 対象美術工芸品の展示状況

(単位:点)

展示状況	美術工芸品種別	ブロンズ像	絵画	壁掛 絵織物	掛軸	金杯	その他	合計
常時展示		10	46	2			8	66
展示なし	展示検討中 (展示実績あり)		1				2	3
	〃 (展示実績なし)	1	1					2
	展示予定なし (展示実績あり)		4		2	8		14
	〃 (展示実績なし)		3				1	4
所在調査中		1						1
合計		11	56	2	2	8	11	90

※「所在調査中」は、調査票提出及び現地調査の時点で所在が特定できなかったものである。

その後所在が確認され、常時展示されている。

(4) 対象美術工芸品の備品登録システムの「品名」による分類

対象美術工芸品が備品登録システムでどのような分類をされているかの詳細は、表4のとおりである。

壁掛絵織物については、「掛図」と「絵画」の2種類で分類されていた。

表4 備品登録システムの「品名」による分類

(単位:点)

美術工芸品種別 備品登録の品名	ブロンズ像	絵画	壁掛 絵織物	掛軸	金杯	その他	合計
室内用品類 置物	11					8	19
室内用品類 掛図			1	2			3
室内用品類 絵画		56	1			2	59
雑機器類 盃					8		8
合計	11	56	2	2	8	10	89

※「その他」の「置物」は、歌碑、水墨画、彫塑、レリーフ、置物である。

※「その他」の「絵画」は、水墨画、版画である。

※備品登録はないが重要物品と同等として報告があったもの1点は含まれていないため、合計が89点となっている。

第8 監査の結果

監査を実施した結果、現状及び課題等については、以下のとおりである。

1 美術工芸品の特定について

今回の行政監査では、重要物品またはそれと同等の美術工芸品について所管課に調査票等の提出を求めたが、美術工芸品の所在確認に時間がかかったものが4件あった。

その内訳は、所在確認に時間がかかり当初調査票提出がなかったものが2件、別のものを報告したため調査票の再提出があったものが1件、現地調査の時点で所在が特定されず、所在特定後に再度現地調査を行ったものが1件である。

所管課で美術工芸品の内容や設置場所を把握していなかったことが原因である。

各美術工芸品の現況について把握できる重要物品の詳細なリストを所管課で作成するなど、適切な財産管理を行うよう努められたい。

2 財産に関する調書に登載の重要物品との突合結果

美術工芸品の所管課提出の調査票と、平成30年度決算書中の財産に関する調書に登載する重要物品の内容を突合した結果、一致が確認できた。

また、重要物品について統括する管財課から提出があった、重要物品に登録されている美術工芸品リストの内容とも一致していた。

しかし、次の3つの理由から突合に時間を要した。

まず、掛軸2幅を1つの備品番号、金杯3つ組を1つの備品番号、置物2つを1つの備品番号で登録するなど、複数の美術工芸品を1つの備品番号で管理しているものがあったこと。

次に、重要物品の物品区分と備品管理システム上での品名が一致していないこと（6ページの表4参照）。

最後に、重要物品の物品区分では同じ「壁掛絵織物」だが、備品登録上では「掛図」と「絵画」の2種類で分類されているものがあったことである。

一目で内容が把握できる財産管理を行うために、財産に関する調書に登載する重要物品の内容と備品登録内容の関係について、今一度検討されたい。

また、管財課では美術工芸品について個別の情報は管理できていたものの、今回の監査で提出を求めるまで、重要物品に登録されている美術工芸品全体の情報が把握できる一覧はなかった。今後は、一目でわかるリスト化を進めることが望ましい。

3 備品登録について

(1) 備品登録内容

現地調査において美術工芸品の作品名等を確認した結果、備品登録内容に誤りがあるものが10件あった。その内訳は、作者名の誤りが3件、作品名の誤りが7件であり、当初の登録時点から誤っていたと思われる。

また、実際の展示とは別の場所を設置場所として備品登録されているものが1件あり、展示場所変更の際に登録内容を修正しなかったことが原因と考えられる。

登録内容と現状が相違している状態は財産管理上問題であり、美術工芸品を特定できなくなる可能性が大きい。

取得時に備品登録した後は登録内容と現物を照合する機会が所管課や管財課にないことも、現状と相違した内容で登録されたままになっている理由の一つと考えられる。所管課で備品の管理意識を高める必要があることはもちろんだが、変動があったものだけでなく全ての重要物品について年に一度管財課への報告を求めるなど、定期的に備品登録内容と現物と照合し、その管理状況を把握できる方法を検討されたい。

また、美術工芸品特定のために必要な情報（作者名・作品名・規格等）の入力がなくても登録できるシステムになっていることから、これらの情報がないまま登録しているものが何点か見受けられた。このことに加え、美術工芸品の写真など現物がわかる書類やデータを用いて管理する定めもないため、7ページの「1 美術工芸品の特定について」で述べたように、所管課で美術工芸品の内容を把握できない事態が起こると考えられる。

美術工芸品をはじめ備品を容易に特定できる状況とするために、備品登録の際にシステムに入力する内容や登録に関する書類管理について指針を設ける、所管課が検索しやすい備品管理システムに見直すなど、管財課を中心として全庁的に統一した備品管理ができる仕組みづくりを検討されたい。

(2) 備品標識の貼付

市では備品管理システムから印字したシール状の備品ラベルを標識として使用しているが、財務規則第244条により、備品への貼付が困難な場合には適当な方法により表示できると規定されている。

現地調査を行った対象美術工芸品で標識が貼付されていないものの多くは、備品ラベルをファイリング保管するなど適切な管理が行われていた。その中には美術工芸品の写真や備品ラベルに未記載の作者名など添えてファイリングを行っている優れた事例もあり、参考になる取り組みだと思われる。

また、梱包して倉庫などに保管されているものの中には、包みの外側に美術工芸品の写真や備品標識が貼付され、備品登録内容と現物の照合が可能となっているものも多かった。このような整理をぜひ続けられたい。

しかし、標識の貼付がなく適当な方法による表示もされていない事例も1件あった。美術工芸品を特定できずに亡失するおそれもあることから財務規則に則った事務処理を行うよう速やかに改善を図られたい。



<梱包の外側への写真貼付>

4 寄贈及び購入の手続きについて

(1) 取得の経緯

寄贈により取得したものの中には、関係書類の保存年限経過などにより、寄贈の目的やその経過が不明となっているものがあつた。

美術工芸品に対する寄贈者の意向や、その取得経過を明らかにしておくことは、美術工芸品の活用や管理をしていく上で重要である。今後は寄贈にかかる

情報を適切に保存し、その内容を将来に引き継いでいくことが望まれる。

(2) 取得価格・評定価格

寄贈者から価格の申し出がなかったために、取得価格・評定価格が不明となっている可能性があるものがあつた。

価格不明のものは備品登録上は金額 1 円とされているが、美術工芸品は市の貴重な財産であり、その価値を把握することは財産管理上必要である。今後は寄贈であっても、美術関係の年鑑等で価格を調べる、美術関係者へ助言を求めなどの様々な方法により、美術工芸品の価格の把握に努めたうえで取得することが望まれる。

また、取得時から年数が経過している美術工芸品については評定価格が変動している可能性がある。専門家による美術工芸品の価格査定は経費が必要となるため直ちに行うことは難しいが、価格不明であるものも含めて、いずれかの時点で評価替えを行う必要もあると考えられる。

5 保管及び点検について

美術工芸品の保管状況について現地調査を行った結果は、以下のとおりである。

(1) 保管場所の環境・美術工芸品の状態

【常時展示：絵画及び絵画と同種の美術工芸品】

常時展示されている対象美術工芸品 66 点のうち、絵画及び絵画と同種の美術工芸品の合計は 49 点（絵画 46 点、壁掛絵織物 2 点、水墨画 1 点）であつた。

そのうち 33 点（絵画 31 点、壁掛絵織物 2 点）を抽出して、現地調査において確認した。

なお、水墨画は 5 ページの表 3「美術工芸品種別のその他」に含まれている。

展示場所については、市民の利用が多い行政系施設、社会教育系施設、市民文化系施設のロビーや通路、会議室などへの展示が多くみられた。

絵画の保管には気温 18～20℃、湿度 50～60%が理想とされ、劣化の原因となる直射日光やほこりを避けることが必要である。

展示場所の多くが美術工芸品の展示を主な目的とした施設ではないため、温湿度については必ずしも良好とは言い難いが、直射日光が当たらない場所で展示するなど最低限の環境は整っていた。

絵画の額に汚れやクモの巣がみられるものもあつたが、著しく劣化しているものはなかつた。良好な環境で展示できるよう、点検や清掃を行うなどの対策を配慮されたい。

【常時展示：ブロンズ像及びブロンズ像と同種の美術工芸品】

常時展示されている対象美術工芸品 66 点のうち、ブロンズ像及びブロンズ像と同種の美術工芸品の合計は 17 点（ブロンズ像 10 点、歌碑 1 点、レリーフ 1 点、置物 4 点、その他 1 点）であつた。

そのうち 11 点（ブロンズ像 8 点、レリーフ 1 点、置物 1 点、その他 1 点）を抽出して、現地調査において確認した。

なお、歌碑、レリーフ、置物、その他は 5 ページの表 3「美術工芸品種別の

その他」に含まれている。

展示場所については、市民の利用が多い市民文化系施設や社会教育系施設などのロビーやホールへの室内展示が3点、駐車場や施設の入口付近などへの屋外展示が8点であった。

室内展示のものや、屋外展示ではあるが専門業者にメンテナンス委託をしているものについては、ほとんど劣化はみられなかった。

しかし、屋外展示8点のうち5点について、色あせや傷、塗装のはがれ、鳥のフンによる汚れの付着がみられた。

屋外展示されているものについては、市民の目に触れる場所に展示してほしいという寄贈者の意向に沿って展示場所が選ばれていることが多いと思われる。このことは多くの人々に鑑賞の機会を与えており美術工芸品が活用されているといえるが、屋外へ展示することによる経年劣化は避けられない。

屋外展示のものであっても、いかに良好な状態を保ちながら展示していくか、展示と保存のバランスを図りながら、適切なメンテナンス方法について検討することが望まれる。

【展示なしの美術工芸品】

展示なし及び現地調査の時点で所在調査中だった美術工芸品の合計は24点（ブロンズ像1点、絵画10点、掛軸2点、金杯8点、彫塑1点、版画1点、木彫1点）であり、その全てについて現地調査を行った。

なお、彫塑、版画、木彫は5ページの表3「美術工芸品種別のその他」に含まれている。

美術工芸品は金庫や倉庫などに保管されており、その多くは紙や気泡緩衝材で包まれて破損防止の対応がなされていた。

しかし、何の梱包もされていない状態のものが4点あった。その内訳は、棚や台の上に保管してあるため揺れなどにより落ちる可能性のあるものが2点、立てかけてある壁から倒れる可能性のあるものが1点、ガラスケースのまま倉庫に保管されているものが1点であり、破損の危険性が大きいといえる。将来にわたって美術工芸品を良好な状態で保管できるような管理に改められたい。

現地調査の時点で所在調査中だった美術工芸品1点についても、梱包されずに壁に立てかけてある状態で保管されていた。所在が確認された後は展示されているが、今後は適切な管理に努められたい。

また、現状で大きな損傷がみられるものはないが、一部ひびの入っているものがあった。将来に向けて展示する検討がなされている美術工芸品であるため、現状及び展示後の適切な管理方法について検討されたい。



<梱包されずに棚の上で保管>



<壁に立てかけて保管>

(2) 防災・防犯対策

いずれの対象美術工芸品も周囲に消火器等の消火設備が備え付けられ、火災対策がとられていた。ガスによる消火で放射後の汚損が少ないため美術工芸品の火災対応に適しているとされる、ハロゲン化物消火設備を設置してある施設もあった。

展示されている絵画及び絵画と同種の美術工芸品については、壁に金具で取り付けてあるものやワイヤーで吊るされているものが多かった。地震による落下や盗難の対策がある程度とられているといえる。壁面に展示された絵画の前にポールが設置されている事例もあった。



<ハロゲン化物消火設備>



<絵画の前のポール設置>

しかし、展示場所が不特定多数の利用する場所や夜間などに開放している場所であり、加えて手の届く高さなどの容易に取り外し可能な状態で展示してある絵画があった。

それら以外の美術工芸品についても、屋外での展示や、常時使用しない部屋や通路などでの展示及び保管は、管理する職員の目が届きにくく、管理上リスクがあるといえる。

盗難等に対するリスク軽減のための対策を検討し、防犯に注意を払うとともに、所管課で適宜美術工芸品の確認を行っていくことが望ましい。



<壁に打った金具にかけてある絵画>

未展示の美術工芸品については、耐震上、問題や不明な点がある倉庫等で保管されているものが多かった。そのいずれも、将来別の場所に展示する検討がなされているため一時的な保管ではあるが、美術工芸品保護の観点からみて適切な方法で保管するよう配慮されたい。

6 鑑賞の機会提供及び活用について

(1) 現在の活用状況

展示されている美術工芸品については、市民の目に触れる場所に設置され、作者名や作品名が書かれたプレートを添えるなど鑑賞者に対する情報提供もなされているものが多かった。

一部には、寄贈の経過についてもプレートに書かれてある事例もあり、より興味をもって鑑賞できる体制がとられているといえる。

しかし、展示プレートの内容を確認した結果、記載された作品名に誤りがあるものが1件あった。正しい内容で展示されたい。

一方、未展示の美術工芸品については、所管している施設に展示スペースがない、美術工芸品の性質上適切な展示場所がない、などが展示できない理由となっている。その中には、過去には展示していたが、施設の再整備や、展示場所が美術工芸品展示にふさわしくない環境になったことなどにより、撤去したのものもあった。

(2) 今後の活用

市が所有する美術工芸品は市民の財産であり、広く鑑賞の機会が提供されるべきである。常時展示が難しいものについても、イベントなどで展示の機会を設けることは可能であり、平成19年に福島市制施行100周年記念事業として行われた「市蔵お宝展」で展示された事例もある。

美術工芸品の有効活用を図るべく所管課で取り組むことはもちろん、美術工芸品についてホームページやSNSで情報発信し鑑賞者を増やす、市が主催及び共催している集客性のあるイベントで展示する、関連する美術工芸品をストーリー性をもたせて展示するなど、所管課を越えての活用も含めて全庁的に検討していくことが望ましい。

また、寄贈された美術工芸品については、「多くの人の目に触れる場所に展示してほしい」、「(作者の) 地元で展示してほしい」、「観光振興に活用してほしい」など、寄贈者の強い意向があるものも多い。

一方、寄贈の目的や経過が不明なものもあり、今後の活用方法についてはそれぞれの事情を考慮したうえで検討する必要がある。

7 むすび

美術工芸品の管理状況をみると、備品登録内容に誤りがあるもの、定期的な点検やメンテナンスがなされていないもの、破損の危険性がある状態で保管されているものなど、美術工芸品が貴重な市の財産であるという意識が所管課で希薄である面が見受けられた。そもそも、調査票提出にあたって美術工芸品をすぐに特定できない事例もあり、職員の財産管理についての意識を高める必要がある。

そのために、重要物品について統括する管財課においては、所管課に対して、備品登録内容と現物を定期的に突合し、その内容を確認するよう指導されたい。

重要物品の所管課では、前年度に取得、廃棄、所管替えがあった重要物品を、毎年5月に管財課に報告している。しかし、管財課は全ての重要物品について報告を求めていることから、過去に取得した美術工芸品についての情報を所管課で把握できていない状況が生まれているともいえる。

財産管理の観点から、管財課においては重要物品について少なくとも年に一度は報告を求め、所管課では報告のたびにその内容を確認するよう努められたい。

さらに、備品管理システムについては、重要物品を含めた備品について一覧をシステムの画面に表示することや、その内容を所管課で印刷することができず、個別の検索も困難となっている現状がある。所管課から管財課に依頼があれば、システムから抽出したエクセルデータを出力するなどの運用はされているものの、美術工芸品を所有する所管課がその全体像を把握しづらい状況となっている。管財課及び所管課双方が適切な備品管理を行えるようなシステムづくりを検討されたい。

また、備品となっている美術工芸品は、財務規則第 240 条の物品分類基準表により「室内用品類」や「雑機器類」に分類してあるが、他自治体では「美術工芸品類」、「美術品類」として分類している例も多い。

物品の分類方法と分類の基準等については、地方公共団体において適宜分類してもさしつかえないこととされており、唯一無二のものが多いため美術工芸品については通常の備品とは別に分類することで管理しやすくなる面もあると考えられるため、分類方法について検討することも管理上有用であるといえる。

むすびに、市には備品管理システムのマニュアルはあるが、美術工芸品に特化した担当課がないため、美術工芸品の管理や活用に関する明確な指針がない状況である。このことで、美術工芸品の備品登録内容や備品標識の貼付方法、メンテナンスの有無などについて所管課による差異が生じ、統一的な事務が行われていない原因の一つとも思われる。

また、重要物品ではないが、重要物品と同等の美術工芸品として報告があったものが 1 件あった。このことから、重要物品以外でも財産上価値がある美術工芸品がほかにも存在する可能性が考えられる。

市及び市民の財産である美術工芸品の全容を把握し、貴重な資源として活用していくために、全庁的に連携をとって総合的な管理体制がとられることを期待するものである。

行政監查資料

資料 1

福島市財務規則（抜粋）

（分類）

第二百四十条 物品は、その適正な供用（物品をその用途に応じて市において使用（用途に従った処分を含む。）させることをいう。以下同じ。）を図るため、その用途に従い、別表第三に定めるところにより、備品、消耗品、原材料、生産物（製作品を含む。）及び動物並びに占有動産に分類する。

（重要物品）

第二百四十一条 施行令第百六十六条第二項の財産に関する調書に登載する重要物品は、取得価格又は評定価格が百万円以上のものとする。

（管理の義務）

第二百四十三条 物品管理権者及び供用された物品を使用する職員は、法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用しなければならない。

2 物品は、市の施設において常に良好な状態で使用することができるよう保管しておかなければならない。ただし、物品管理権者は、市の施設において保管することが物品の供用の上から適当でないと認めるとき、その他特別の事由があるときは、市以外の者の施設に保管するため適当な措置を採らなければならない。

（標識）

第二百四十四条 備品には、標識（様式第七十三号）を付さなければならない。ただし、性質、形状等により標識を付することに適しないものについては、適当な方法によりこれを表示することができる。

（備品台帳）

第二百六十条 物品管理権者は、新たに払出しを受けた物品が備品であるときは、備品台帳（様式第七十九号）を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項に規定する備品台帳については、備品台帳に記載すべき事項を記録した磁気記録媒体をもって調製することができる。

様式第73号（第244条関係）

（標 識）

42mm	備品番号
	（備品区分）
↓	（分類）
	（品目）
	（所属）
	取得日
	福島市役所
	74mm

備考 地色は白色とし、文字は黒色とする。

別表第三（第二百四十条関係） 物品分類基準表（抜粋）

一 備品

1 一般

- (一) テーブル類
- (二) いす類
- (三) 戸だな類
- (四) 箱類
- (五) 金庫類
- (六) 事務用機器類
- (七) 製図器具類
- (八) 計器類
- (九) 印章版木類
- (十) 室内用品類
- (十一) 電気機器類
- (十二) 写真機器類
- (十三) 農業機器類
- (十四) 工具類
- (十五) 図書類
- (十六) 車両類
- (十七) 貸与品
- (十八) 寝具類
- (十九) 暖炉火ばち類
- (二十) 医療器具類
- (二十一) 音楽機器類
- (二十二) 船舶類
- (二十三) 体育機器類
- (二十四) 理科学機器類
- (二十五) 模型標本類
- (二十六) おけ、たらい類
- (二十七) ちゅう房用具類
- (二十八) 土壌分析用機器類
- (二十九) 雑機器類
- (三十) 工事機器類
- (三十一) 公害分析用機器類

2 教授用

- (一) 教授用備品
- (二) 理科振興法設備整備備品

備考 備品と消耗品の区分

- 一 「備品」とは、比較的長期（通常の状態でおおむね二年程度以上）の使用に堪える物品であって、消耗品以外のものをいう。
- 二 「消耗品」とは、一回限りの使用で消耗する物品その他短期間に消耗する物品、短期間に消耗することはないがその性質上長期間使用することに適さない物品及び備品類似のものではあるが、備品とはされない物品をいう。

資料 2

一般備品細分類表 (抜粋)

※資料 1 「物品分類基準表」の内訳として管財課作成

備品分類コード	備品区分	備品品名	包含物品
310000	室内用品類		
310001	室内用品類	衣こう(桁)	衣服掛
310002	室内用品類	置物	彫刻、陶器、鉄製、石こう、はく製のもの
310003	室内用品類	花器	花びん、水盤
310004	室内用品類	かさ立	
310005	室内用品類	掛図	掛軸、写真図
310006	室内用品類	カーテン	
310007	室内用品類	鏡	鏡台、姿見
310008	室内用品類	絵画	書 額
310009	室内用品類	黒板	行事予定表
310010	室内用品類	スモーキングスタンド	灰皿、煙草盆
310011	室内用品類	衝立	スクリーン、パネル
310012	室内用品類	テーブル掛	テーブルクロス、掛布
310013	室内用品類	電話台	
310014	室内用品類	時計	置時計、掛時計
310015	室内用品類	どん(綴)帳	
310016	室内用品類	びょう風	風呂先
310017	室内用品類	帽子掛	ホールスタンド、名札掛
310018	室内用品類	幕	紅白幕、黒白幕、舞台幕
310019	室内用品類	新聞掛	
310020	室内用品類	雑誌架	本架、マガジンラック、パンフレットスタンド
310021	室内用品類	ケース	置物等ガラスケース、プラントボックス
310022	室内用品類	ハンガー	工具用ハンガー
310023	室内用品類	パネルシアター	
310024	室内用品類	ディスプレイスタンド	テレビスタンド
329000	雑機器類		
329001	雑機器類	かばん	トランク、アタッシュケース
329002	雑機器類	靴洗浄器	
329003	雑機器類	掲示板	案内板、看板、展示板、電光掲示板
329004	雑機器類	警鐘	
329005	雑機器類	高圧空気入	空気入れ
329006	雑機器類	碁盤	
329007	雑機器類	祭壇	仏壇
329008	雑機器類	盃	

資料 3

対象美術工芸品一覧

※各課から提出のあった対象美術工芸品 90 点

	美術工芸品種別	作者	所管部局
1	ブロンズ像	太田良平	市民・文化スポーツ部
2	ブロンズ像	神野忠和	市民・文化スポーツ部
3	ブロンズ像	柳原義達	市民・文化スポーツ部
4	ブロンズ像	太田良平	市民・文化スポーツ部
5	ブロンズ像	太田良平	市民・文化スポーツ部
6	ブロンズ像	太田良平	市民・文化スポーツ部
7	ブロンズ像	不明	市民・文化スポーツ部
8	ブロンズ像	太田良平	健康福祉部
9	ブロンズ像	太田良平	教育委員会
10	ブロンズ像	太田良平	教育委員会
11	ブロンズ像	太田良平	教育委員会
12	絵画	大山忠作	政策調整部
13	絵画	野村清六	政策調整部
14	絵画	松本栄	政策調整部
15	絵画	渡辺文平	政策調整部
16	絵画	中野蒼穹	政策調整部
17	絵画	飯塚栖圃	政策調整部
18	絵画	吉井忠	政策調整部
19	絵画	古山直一	政策調整部
20	絵画	石原眞智子	支所
21	絵画	菅野忠一	支所
22	絵画	丹治武男	支所
23	絵画	佐藤哲雄	支所
24	絵画	吉井忠	財務部
25	絵画	角田磐谷	財務部

	美術工芸品種別	作者	所管部局
26	絵画	赤間香土	財務部
27	絵画	赤間香土	財務部
28	絵画	アンジェリク・リーマー	商工観光部
29	絵画	アンジェリク・リーマー	商工観光部
30	絵画	市橋太郎	商工観光部
31	絵画	クリスト	商工観光部
32	絵画	坂口寛敏	商工観光部
33	絵画	長谷川昇	商工観光部
34	絵画	長谷川昇	商工観光部
35	絵画	長谷川昇	商工観光部
36	絵画	長谷川昇	商工観光部
37	絵画	長谷川昇	商工観光部
38	絵画	舘井啓明	商工観光部
39	絵画	河口龍夫	商工観光部
40	絵画	セルジュ・ポリャコフ	商工観光部
41	絵画	森通	商工観光部
42	絵画	飯塚栖圃	商工観光部
43	絵画	室井東志生	商工観光部
44	絵画	渡辺良雄	商工観光部
45	絵画	渡辺文平	市民・文化スポーツ部
46	絵画	梶原貴五	市民・文化スポーツ部
47	絵画	竹久夢二	市民・文化スポーツ部
48	絵画	赤間香岳	市民・文化スポーツ部
49	絵画	石川光夫	教育委員会
50	絵画	斎藤慶一	教育委員会

	美術工芸品種別	作者	所管部局
51	絵画	斎藤慶一	教育委員会
52	絵画	山川忠義	教育委員会
53	絵画	佐々木岳東	教育委員会
54	絵画	不明	教育委員会
55	絵画	不明	教育委員会
56	絵画	丹治武男	教育委員会
57	絵画	加藤五郎	教育委員会
58	絵画	山川忠義	教育委員会
59	絵画	鈴木榮	教育委員会
60	絵画	石原眞智子	教育委員会
61	絵画	大内達男	教育委員会
62	絵画	菅野矢一	教育委員会
63	絵画	山川忠義	教育委員会
64	絵画	斎藤俊子	教育委員会
65	絵画	木下春	教育委員会
66	絵画	吉井 忠	議会事務局
67	絵画	飯塚栖圃	議会事務局
68	歌碑	不明	市民・文化スポーツ部
69	水墨画	佐々木岳東	教育委員会
70	壁掛絵織物	山岸柁史	商工観光部
71	壁掛絵織物	三岸好太郎	市民・文化スポーツ部
72	掛軸	松林桂月	財務部
73	掛軸	松林桂月	財務部
74	金杯	宋雲齋	財務部
75	金杯	宋雲齋	財務部

	美術工芸品種別	作者	所管部局
76	金杯	宋雲斎	財務部
77	金杯	宋雲斎	財務部
78	金杯	宋雲斎	財務部
79	金杯	宋雲斎	財務部
80	金杯	宋雲斎	財務部
81	金杯	宋雲斎	財務部
82	彫塑	太田良平	商工観光部
83	レリーフ	大下寿馬	商工観光部
84	版画	工藤村正	政策調整部
85	木彫	西山勇三	教育委員会
86	置物	(株)読売福島広告社	商工観光部
87	置物	(株)読売福島広告社	商工観光部
88	置物	不明	農政部
89	置物	藤巻秀正	市民・文化スポーツ部
90	その他	(株)乃村工藝社	都市政策部

※「その他」は、重要物品と同等の美術工芸品として報告があったものである。